

令和4年8月10日

令和4年

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年8月10日（火）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 11名

欠席委員 11名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	欠	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	欠	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	欠
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	欠
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	欠
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	欠
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	欠			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○  
末松 直幸 ○  
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第50号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 議案第51号 空き家に付随する農地の指定について

- 5.その他
- ・農地パトロールの実施について
  - ・「農業委員会業務必携」の配布について
  - ・「新規参入相談会」について
  - ・次回定例総会日程

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会8月期定例総会を開催致しましたところ委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は、奥野委員、宮秋委員から欠席の連絡がありました。あと喜多代委員がまだですが上毛町農業委員会会議規則 第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から8月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席13番 松下委員 議席2番 水嶋委員を 指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 議案に入ります前に 本日は、コロナウィルス感染が拡大している中での開催となりました。コロナ 感染防止対策として、最適化推進委員の皆さまには出席を控えていただき人数を減らしての開催とさせていただきます。恐れいりますがご理解くださいますようお願いいたします。それでは議案の説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いします。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権2件でございます。期間は10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が2,944㎡です。

筆数は2筆で貸し手1名 借り手1名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当10,000円となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第44号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字宇野18番ほか1筆、地目は田で、面積は計3,928㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で

所有権の移転を受ける方は、大字垂水の志摩さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は7～9ページのとおりです。

申請農地は国道10号線そばの整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第45号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の

決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをお願いします。

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字東下440番地、地目は田で面積は計2,108㎡です。  
所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、  
所有権の移転を受ける方は、大字東下の常慶さんです。  
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図・箇所図は12～13ページのとおりです。  
申請農地は野間橋そばの整備済みの農地です。  
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第46号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の  
決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字吉岡577番、地目は田で面積は計1,960㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、

所有権の移転を受ける方は、大字吉岡の矢岡さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしている考えます。

位置図・箇所図は16～17ページのとおりです。

申請農地は黒川そばの整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第47号については、原案のとおり可決決定されました。  
つづきまして

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の18ページをお願いします。

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の  
決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。  
所有権を移転する農地は、大字垂水1611番、地目は田で面積は計1,541㎡です。  
所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、  
所有権の移転を受ける方は、大字垂水の松谷さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図・箇所図は20～21ページのとおりです。  
申請農地は国道10号線と南吉富小学校の間にある整備済の農地です。  
これで 説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第48号については、原案のとおり可決決定されました。  
つづきまして

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の22ページをお願いします。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字安雲368番1、地目は田で、面積は728㎡です。  
譲り渡し人は、大字安雲の大森さんで、譲り受け人は、中津市の宮添さんです。  
理由としては、一般住宅用地確保のためです。  
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の所有者には、承諾を得ており水利関係者の承諾も得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地であり、代替地もなく、また集落に接続して位置することから、例外的に許可可能と判断します。箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字安雲の集落内に位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については 緒方委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

緒方委員 7月2日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しく願います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第49号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第50号 下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の25ページをお願いします。

議案第50号 下限面積(別段の面積)の設定についてです。

農地法 第3条により、農地を取得する場合の下限面積については50アールと定められていますが、町独自で下限面積を設定することも可能とされており、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

上毛町農業委員会としての考え方は資料のとおりですが、農家数の数値につきましては、最新データである2020年農林業センサスのデータ者を参考にしています。

このデータによると、管内で50アール未満の農地を耕作する農家が全農家の約4割未満(約20%)のため下限面積の変更を行うことはできませんので、現在のとおり下限面積は50アール空き家に付属する農地に限っては1アール(1アール未満の場合は)その面積の変更は行わないと提案いたします。

ただし、令和4年5月27日付けで下限面積廃止を含む農地法の一部改正法の公布が行われています。

しかし、施工日は決定しておりません。施工日が決まりましたら、この総会の中でお知らせいたします。

施工されますと、下限面積がゼロとなります

ただ、まだ施工される前ですので現時点では50アールとします。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第50号については、原案のとおり可決決定されました。つづきまして

議案第51号 空き家に付属する農地の指定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の26ページをお願いします。

議案第51号 空き家に付属する農地の指定についてでございます。

申請農地は大字西友枝1557番2、地目は畑で、面積は計173㎡です。

申請者は所有者で、大字垂水の平崎さんです。

元となる空き家の空き家バンクの登録は済んでいます。

農地の利用状況は、一部遊休農地と認められます。

農地と空き家の所有者は同じです。

周辺の農地利用に対しては、集団化や利用集積に及ぼす影響はないと考えられます。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字西友枝体験交流センター近くの、友枝川そばの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第51号については、原案のとおり可決決定されました。  
以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。  
その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について4点、事務局から説明申し上げます。

まず、1点目は農地パトロールの実施についてです。

農業委員会は、農地法に基づき毎年1回農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

別綴じの資料、「上毛町農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)」をご覧ください。  
調査に先立ち、実施要領を総会で決定することとされております。

実施要領の内容は、全国農業会議所が示したものを、上毛町に当てはめて作成しています。

実施時期については8月を重点実施期間とすること、

農業委員会が主体となり、産業振興課などと協力して実施すること、

調査結果の取りまとめと所有者等への、農地利用意向調査の実施についてなどを定めています。

なお、調査日程ですが、資料の3枚目に、日程を載せています。(日程については先月のとおり)

以上につきまして、皆様のご了承をいただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

2点目は、「農業委員会業務必携」の配付についてです。

毎年配付させていただいております「農業委員会業務必携」を配付させていただきますので、  
時間があるときに、目をとおしていただければと思います。

3点目は、「新規参入相談会」についてです。

先日、8月6日(土)に行橋市で行われた就農・就業相談会に、宮本会長と事務局で出席しました。

これは、今年度の農業委員会の最適化活動の目標の中で

「新規参入相談会」が必須となっているため、参加したものです。

来年度は会長以外の委員さんに参加をお願いする予定にしておりますので、

ご協力のほどよろしく申し上げます。

最後の4点目は、次回の定例総会についてでございます。

9月期の定例総会についてでございます。9月期の定例総会は、9月12日(月)を  
予定しております。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それでは これで8月期定例総会を終了します。

令和4年8月10日 午前9時21分閉会